

9月定例会

平成24年度決算を認定 7会計総額179億円を支出

平成25年9月横芝光町議会定例会は、9月4日に招集され、9月19日までの16日間を会期として開催されました。

今定例会に提出された案件は、町長提出18議案及び報告3件で、いずれも原案のとおり可決・認定しました。

また、5名の議員による一般質問、陳情審査等を行い9月18日に閉会しました。

議案の概要

議案第1号

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(可決・全会一致)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日に施行されたことに伴い、同法の規定により派遣された職員に係る新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給について規定するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

議案第2号

横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
(可決・全会一致)

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに

伴い、公的年金等の所得に係る町民税の特別徴収及び株式等の所得に対する町民税の課税について規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町税条例の一部を改正するものです。

議案第3号

横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(可決・全会一致)

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、株式等の所得に対する課税について規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案第4号

横芝光町子ども・子育て会議条例の制定について
(可決・全会一致)

町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「子ども・子育て会議」を設置するに当たり、子ども・子育て支援法の規定により、「子ども・子育て会議」の組織及び運営に関する事項を定める必要が生じたため、横芝光町子ども・子育て会議条例を制定するものです。

議案第5号

平成25年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について
(可決・全会一致)

財政調整基金積立金のほか、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費、東陽病院事業会計繰出金、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、県営土地改良負担金事業、災害対策施設整備事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億8,470万9千円を追加し、歳入歳出予算の

別表 1 平成24年度 会計別歳入歳出決算額

区	分	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B)	
一	般 会 計	111億7,544万6千円	107億3,208万2千円	4億4,336万4千円	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	37億41万9千円	35億1,790万8千円	1億8,251万1千円	
	後 期 高 齢 者 医 療	2億1,335万1千円	2億1,203万3千円	131万8千円	
	介 護 保 険	19億6,752万5千円	18億7,425万7千円	9,326万8千円	
	農 業 集 落 排 水 事 業	5,693万1千円	5,421万円	272万1千円	
	東 陽 食 肉 セ ン タ ー	2億9,733万8千円	2億3,328万9千円	6,404万9千円	
	計	病院事業会計 (東陽病院)	収益的支出	11億5,575万円	11億4,034万5千円
資本的支出			1億1,755万6千円	1億7,977万3千円	△6,221万7千円

※病院事業会計資本的収支額で不足する6,221万7千円は、当年度分損益勘定留保資金から補てんした。

別表 2 報告第 2 号 平成24年度健全化判断比率の報告について

(単位：%)

実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
— (14.27)	— (19.27)	9.2 (25.0)	47.5 (350.0)

備考 表中 () 書きについては、横芝光町の早期健全化基準を記載

別表 3 報告第 3 号 平成24年度資金不足比率の報告について

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	—	事業の規模 5億7,922万8千円
農業集落排水事業特別会計	—	事業の規模 891万9千円
東陽食肉センター特別会計	—	事業の規模 2億2,106万3千円

議案第7号
平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(可決・全会一致)

給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ101万4千円を追加

総額を歳入歳出それぞれ104億9,114万2千円とするものです。

議案第9号
平成25年度横芝光町東陽食肉センター特別会計補正予算(第2号)について
(可決・全会一致)

給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整並びに臨時職員雇用による経費に補正の必要が生じたため、歳入

歳入歳出それぞれ2億1,438万7千円とするものです。

議案第6号
平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
(可決・全会一致)

給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計繰入金金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ468万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,468万1千円とするものです。

議案第8号
平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(可決・全会一致)

前年度における保険給付費、地域支援事業費の国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,838万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,438万7千円とするものです。

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,801万4千円とするものです。

歳出それぞれ742万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,222万1千円とするものです。

議案第10号

平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について(可決・全会一致)

脳神経外科診療を行うための脳波計、ドリルシステム、バイポーラ凝固切開装置等、また、時間外診療時に検査を行うための多項目自動血球計数装置等それぞれ診療上必要な医療機器の整備を行うため、資本的収支予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ2,128万3千円を追加し、資本的収入の総額を1億8,043万7千円、支出の総額を2億5,221万7千円とするものです。

議案第11号

平成24年度横芝光町一般会計決算の認定について(認定・全会一致)

議案第12号

平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定

について(認定・全会一致)

議案第13号

平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について(認定・全会一致)

(認定・全会一致)

議案第14号

平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について(認定・全会一致)

議案第15号

平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について(認定・全会一致)

(認定・全会一致)

議案第16号

平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定について(認定・全会一致)

(認定・全会一致)

議案第17号

議案第11号から議案第16号までは、各会計の平成24年度歳入歳出決算について(別表1)、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めらるるものです。

平成24年度横芝光町病院事業会計決算の認定について(認定・全会一致)

(認定・全会一致)

平成24年度横芝光町病院事業会計決算について(別表1)、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めらるるものです。

議案第18号

横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について(認定・全会一致)

(認定・全会一致)

横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

契約方法

一般競争入札

契約金額

1億3,020万円

契約の相手方

横芝光町木戸10110番地株式会社 畔蒜工務店
代表取締役 畔蒜 毅

継続費の継続年度終了による精算について

平成23年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した、総合計画後期基本計画策定事業、防災行政無線更新事業及び学校給食センター改築事業について、平成24年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令の規定により、報告するものです。

報告第2号

平成24年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度における健全化判断比率について(別表2)、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

報告第3号

平成24年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度における資金不足比率について(別表3)、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

陳情 2 件 を 不 採 択

9月定例会までに受理された陳情2件は産業建設常任委員会及び民生文教常任委員会でそれぞれ審査されました。結果は下記のとおりとなり、陳情2件を不採択としました。

